

ID: 1010

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	物件に係る措置の実費徴収		
法令名 根拠条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第63条第3項		
法令番号	平成10年法律第114号		
【基準】 法第63条第3項の規定による。 (費用の徴収) 第63条 3 市町村長は、第29条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者から消毒に要した実費を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日